

よろずや前原会則

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第1条

この会は、「よろずや前原」と言い、事務所を藤崎台町会会館内に置きます。

(目 的)

第2条

この会は船橋市前原地区藤崎台町会及び隣接する町会・自治会居住者を対象とし、住民の福祉の増進、生活環境の改善のため、奉仕する事を目的とします。

(活 動)

第3条

この会は前条目的を達成するために次の活動を行います。

- (1) 障害者を有する家庭、高齢者世帯、母(父)子家庭、役員会で必要と認めた家庭に対する一般家事手伝い
- (2) 地域の福祉活動への協力
- (3) その他理事会で必要と認めた事項

(行政、関連団体との連携)

第4条

活動上必要な専門知識や実技の習得については行政及び関連団体との連携を密にしながら推進します。

第 2 章 会 員

(会 員)

第5条

この会の会員は、船橋市前原地区藤崎台町会及び隣接する町会・自治会の会員とします。

2. 会員が本会のサービスを受けるときは、別に定める規定により所定の利用料を支払うものとします。

(協力会員)

第6条

第3条の(1)に掲げる活動を実践する会員を協力会員とします。

2. 協力会員として活動しようとするものは前条第1項の資格を有する者で、所定の登録を行い会長の承認を得て協力会員となることができます。
3. 協力会員には会員証を発行します。
4. 協力会員は活動中常に会員証を携帯しなければなりません。
5. 協力会員は別に定める協力会員心得を守らなければなりません。
6. 協力会員への活動の対価は、別に定める規定に従う。

(協力終了)

第7条

協力会員として活動を終了しようとする者は、速やかに会長に対し活動終了の届出を行い、協力会員証を返却しなければなりません。

(賛助会員)

第8条

本会の趣旨に賛同して金銭的な援助をする会員を賛助会員とします。

第 3 章 役 員

(種別及び選任)

第9条

この会に次の役員を置きます。

- | | |
|---------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 理事 | 4名以内 |
| (4) 監事 | 2名 |

2. 会長、副会長は理事の互選により選出します。
3. 理事と監事は相互に兼ねることはできません。

(職 務)

第10条

会長はこの会を代表し、会務を統括します。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行します。
3. 役員は役員会を構成し、会務の執行をします。
4. 監事は本会の会計に関し監査の責任をもちます。

(役員任期)

第11条

役員任期は1年とします。但し補欠のために選任された役員任期は前任者の残任期間とします。

2. 役員再任は妨げません。

第4章 会 議

(種別)

第12条

この会の会議は、総会、役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とします。

(権能)

第13条

総会は次の事項を議決します。

- (1) 会則の変更
- (2) 活動計画及び収入支出の予算
- (3) 活動報告及び決算
- (4) 解散
- (5) その他の重要事項

2. 役員会は次の事項を審議します。

- (1) 総会議決の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他この会の運営に関する必要な事項

(開催)

第14条

通常総会は毎年4月に会長が招集して開催します。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は役員2分の1以上、もしくは会員の5分の2以上から会議の目的を示して請求があったとき会長が招集して開催します。
3. 役員会は会長が必要と認めたとき、又は役員2分の1以上から会議の目的を示して請求があったとき、会長が招集して開催します。

(会議の成立及び議決)

第15条

会議は構成員の委任状を含む過半数の出席によって成立します。

2. 会議は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決します。但し総会で解散を決議するときは出席者の3分の2以上で決します。

第 5 章 会 計

(会計と会計監査)

第16条

この会の経費は次の収入をあてます。

- (1) 船橋市からの助成金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

2. 会計監査は年1回、決算時に実施します。

(活動年度)

第17条

この会の活動会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日とします。

附 則

この会則は平成30年4月1日から施行するものとする。

制定、改定履歴

1. 平成25年11月1日

「よろずや前原」立ち上げに伴い新規規定した。

2. 平成30年4月1日

第2章 第5条に定めた会員の範囲を”藤崎台町会員”限定から”藤崎台町会及び隣接する町会・自治会の会員”に拡大した。